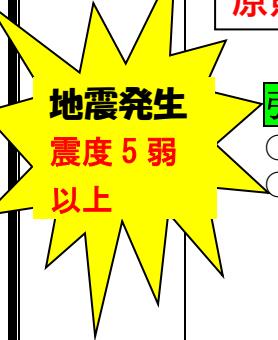


地震対応マニュアル

朝霞市立朝霞第六小学校

朝霞市の震度	地震発生時の場所別対応ガイドライン		
	在校中	登下校中	校外学習中
 <p>地震発生 震度4以下</p> <p>児童の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○的確な指示 <ul style="list-style-type: none"> ・頭部保護 机の下に避難 ・負傷者の確認と処理 ・二次災害の防止 ○校舎外への避難指示 <ul style="list-style-type: none"> ・安全経路の確認 <p>屋外へ避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数点呼 ・負傷者の搬送 ・「おかしもち」の徹底 <p>学校地震対策本部設置 (校長・教頭・安全主任他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び関係機関との連絡 (教頭) ・保護者等への連絡 (学年主任) ・引き渡しの決定 (校長) ・負傷者対応 (養護教諭ほか) ・放課後児童クラブとの連携 <p>安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全確認後、教室に戻す 	<p>児童の安全確保</p> <p>安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○揺れている時 <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの安全な場所に避難 ・頭部保護 身を低くする ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機などから離れる。 <p>安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難する際 <ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まったら、学校か自宅、近い方に避難する。 ・学校、自宅へ避難が困難な場合は、公園や交番、「青少年を育成する家」などに避難し、周囲の大人に助けを求める。 ・通学班の高学年は、低学年と一緒に行動する。 <p>自宅へ戻った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安否確認のため、通学路の巡回及び自宅への連絡、確認を行う。(学校対応) ・自宅に戻った場合は、その旨を学校に連絡する。 ・学校へ登校させる場合は、保護者が付き添う。 <p>学校へ登校してきた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校中に準じた対応をする。 <p>下校途中、学校に戻った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認後、教職員が付き添って下校する。 	<p>児童の安全確保</p> <p>安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○揺れている時 <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの安全な場所に避難 ・頭部保護 身を低くする ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機などから離れる。 <p>安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難する際 <ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まいたら、学校か自宅、近い方に避難する。 ・学校、自宅へ避難が困難な場合は、公園や交番、「青少年を育成する家」などに避難し、周囲の大人に助けを求める。 ・通学班の高学年は、低学年と一緒に行動する。 <p>自宅へ戻った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安否確認のため、通学路の巡回及び自宅への連絡、確認を行う。(学校対応) ・自宅に戻った場合は、その旨を学校に連絡する。 ・学校へ登校させる場合は、保護者が付き添う。 <p>学校へ登校してきた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校中に準じた対応をする。 <p>下校途中、学校に戻った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確認後、教職員が付き添って下校する。 	<p>児童の安全確保</p> <p>安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○的確な指示 <ul style="list-style-type: none"> ・頭部保護 机の下に避難 ・負傷者の確認と処理 ・二次災害の防止 ・出口確保 ○屋外への避難指示 <ul style="list-style-type: none"> ・安全経路の確認 ・不安への対処 <p>屋外への避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数点呼 ・負傷者の搬送 ・「おかしもち」の徹底 <p>現地災害対策本部設置 (引率先施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び関係機関との連携 ・学校責任者と連絡 ・現地状況の伝達、帰校させるか否かの判断 
<p>一斉下校を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、通学路の安全点検、下校の引率を実施する。 ・下校時刻前に保護者が迎えに来た場合は、その時点で引き渡しを行う。 ・下校後、家に誰もいない児童に対しては、保護者が迎えに来るまで、学校に児童を待機させる場合もある。児童が帰宅していない場合は、学校に連絡をする。(朝霞第六小学校 ☎ 048-461-0410) ・放課後児童クラブの児童は、放課後児童クラブに行く。 <p>引き渡しを行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迎えに来られない場合は、保護者が迎えに来るまで、学校で児童の安全を確保する。 	<p>一斉下校を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、通学路の安全点検、下校の引率を実施する。 ・下校時刻前に保護者が迎えに来た場合は、その時点で引き渡しを行う。 ・下校後、家に誰もいない児童に対しては、保護者が迎えに来るまで、学校に児童を待機させる場合もある。児童が帰宅していない場合は、学校に連絡をする。(朝霞第六小学校 ☎ 048-461-0410) ・放課後児童クラブの児童は、放課後児童クラブに行く。 <p>引き渡しを行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迎えに来られない場合は、保護者が迎えに来るまで、学校で児童の安全を確保する。 	<p>帰校する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の心のケア <p>避難所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き渡し <ul style="list-style-type: none"> ・帰校が困難な場合 ・現地での保護 ・現地での引き渡し 	
 <p>地震発生 震度5弱以上</p> <p>原則 引き渡しになります</p> <p>引き渡しの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業の打ち切り ○情報発信 (関係者への連絡努力) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網 ・二本松メール ・防災無線 ・スマイルFM ・学校ホームページ ・災害用伝言ダイヤル (171) ○児童の心のケア ○食事・水・衣料品の確保 <p>迎えに来られない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの連絡がない場合でも、学校、または避難所で児童の安全を確保する。 ・保護者は迎えに行けない場合は、その旨を学校に連絡するように努める。 	<p>原則 引き渡しになります</p> <p>引き渡しの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業の打ち切り ○情報発信 (関係者への連絡努力) <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網 ・二本松メール ・防災無線 ・スマイルFM ・学校ホームページ ・災害用伝言ダイヤル (171) ○児童の心のケア ○食事・水・衣料品の確保 <p>迎えに来られない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの連絡がない場合でも、学校、または避難所で児童の安全を確保する。 ・保護者は迎えに行けない場合は、その旨を学校に連絡するように努める。 	<p>震度4以下の場合と同じ対応をします</p> <p>○保護者は、通学路を通って、児童を迎えに来る。</p> <p>引き渡しを行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校時に準じた対応をする。 	

※電圧は一応の目安です。被害の状況により、旧章の安全を考慮し、封止を変更する場合があります。

※警戒宣言が発令された場合は、震度5弱以上に準じます。

※被災地で発生した災害は、震度5弱以上
※液状化や斜面崩壊の場合は二次避難場所

※避難所が開設された場合 休日・夜間の場合はその二次避難場所

緊急時（非常災害時を含む）の引き渡しについて

- ①原則として、保護者が学校に迎えに来てください。
 - ②どうしても保護者が迎えに来られない場合は、引き渡しカードに書かれている方のみが引受人になることができます。
 - ③保護者または引き渡しカードに書かれている方が迎えに来られない場合は、児童は学校に待機させます。
(保護者は、迎えに来られない旨を学校に連絡するよう努めてください。)
 - ④児童の最終安否確認のため、引受人が同居の家族でない場合は、児童が保護者に無事に会えた時点で、保護者は学校に連絡してください。